

# 環境社会配慮助言委員会 第148回 全体会合

日時 2023年5月12日（金）13:55～15:43

場所 JICA本部2階229会議室およびオンライン

（独）国際協力機構

## **助言委員**

東 佳史	立命館大学政策科学部・大学院 教授
阿部 貴美子	実践女子大学人間社会学部 非常勤講師
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長
貝増 匡俊	神戸女子大学 家政学部 家政学科 教授
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) 東京サステナビリティフォーラム フェロー
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
鈴木 和信	日本大学 国際関係学部 教授
谷本 寿男	恵泉女学園大学 人間社会学部 元教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
松本 悟	法政大学 国際文化学部 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー

敬称略、五十音順

## **JICA**

高橋 暁人	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
安村 幸太	民間連携事業部 海外投融資課 課長
木村 麻子	民間連携事業部 海外投融資課
南谷 太一	地球環境部 防災グループ 防災第一チーム 課長

○原嶋委員長 本日はJICA環境社会配慮助言委員会第148回の全体会合でございます。よろしくお願い申し上げます。

すでに事務局から進め方についてといたしますか、手続的なお話をさせていただいておりますので、早速今お手元に配布されております議事次第に従って進めさせていただきますけれども、本日は私のほうで承知しているところでは、石田委員がご欠席、柴田委員、田辺委員、寺原委員、二宮委員、林副委員長がご欠席というふうに乗っております。源氏田副委員長は若干遅れてアクセスされるというふうに乗っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めます。開会終わりましたので2番目のワーキンググループのスケジュール確認ということで、すでにお手元に6月分、7月分の日程表が配布されていると思いますので、細かな点につきましては、参加不参加について数日中に事務局の方にご連絡いただきたいと思っておりますけれども、何か重要な点でありましたら、サインを送っていただきたいと思っておりますけれども。

源氏田委員からサインいただいておりますけれども。

○源氏田副委員長 すみません、源氏田です。

本日遅れるというふうに申し上げましたが、間に合いましたので。

○原嶋委員長 ありがとうございます。失礼しました。ちょっと私の確認が不十分で申しわけありませんでした。

それでは、改めまして今、スケジュール表がありまして詳細参加不参加についてはまた変更があれば、数日中に事務局にご連絡いただきたいと思っておりますけれども、何か重要な点がございましたら、ご発言ください。あと事務局の方で何かご確認ありましたらお願いします。

事務局はいかがですか。

○高橋 ありがとうございます。審査部の高橋です。

事務局からは特段ございません。日程表に記載のとおり、今のところ確定しているのが、5月26日のインドネシア東西線の環境レビューとなります。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。それでは今の予定表をもとに変更など、希望がありましたら速やかにと申しますか、数日中に事務局の方にご連絡をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは続きまして3番目になりますけれども、環境レビュー結果の報告ということで、本日1件ございます。ラオス国のモンスーン風力発電事業ということでご準備整いましたらご説明始めていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○安村 JICA民間連携事業部、海外投融資課の安村でございます。音声聞こえていますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、聞こえています。

○安村 はい、ではよろしくお願いいたします。資料に沿ってご説明いたします。助言委員会から助言いただいた番号順に対応状況につきまして、ご説明いたします。

1点目でございますけれども、本件と別事業の近隣の新規風力発電計画につきまして、詳細を確認し、可能な範囲で本事業との累積的影響を検討し、ADBと協議すること、という助言をいただいております。それに対しまして、対応結果としては、私ども確認をしております、新規風力発電所の

計画自体は、最大発電容量1,000MWと本事業よりも規模の大きいものが一応計画としてあるというところは確認しております。本プロジェクトの開発エリア東側と西側に隣接したエリアで検討されていると聞いていますが、この計画自体がまだかなり初期の段階でございまして、事業の実施可能性も不明というところでございます。ステータスとしても、ラオス政府からの開発許可がまだ得られてないというところでございまして、開発が実現するか否か不明という段階のものでございます。そのため、代替案検討ですとか、累積的影響を踏まえて緩和策検討といったものに踏み込むことができる段階ではないというふうに理解をしております。

累積的影響評価という点でございまして、今申し上げたとおり、まだこの隣接の発電所の詳細計画はないということで、詳細な検討はできないというふうに考えておりますけれども、本事業のESIAにおきまして、評価をした中で主要な鳥類ですとかコウモリ類に対する重大な衝突リスクは確認されておりませんので、隣接プロジェクトにおきまして当該リスクについては低いというふうに考えられております。

2点目の助言でございまして、ベトナムを含めた近隣保護区の本事業との位置関係や本事業によるそれら保護区の希少種や自然林等に対する影響について再度確認し、影響が認められる場合には、環境社会管理計画(ESMP)に則り、生物多様性への影響緩和策が実施されることを確認すること、という助言をいただいております。これにつきましては、まず近隣保護区の本事業との位置関係ということで、ベトナムも含めた近隣保護区の本事業との位置関係を再度確認した結果、一部内容に修正が必要ということで、ESIAの更新を依頼してございまして、今回お配りしております資料の図1というものをつけておりますけれども、このとおり修正されたということを確認しております。この修正に伴う影響の変更というものはございません。その点は確認してございます。ですけれども、Initial Biodiversity Action Plan (BAP) 自体は実施されてございまして、その中で生物多様性への影響と緩和策として整理されているというところでございます。

具体的な影響と緩和策ということで、次のところでまとめておりますけれども、保護区の希少種や自然林等に対する影響というところでございますが、図1を見ていただいた方が良いかと思っておりますが、プロジェクトのフットプリント自体は、この赤い枠線の中および黄色いところが500KVの送電ルートというところになっております。その中に、保護区・Key Biodiversity Areas (KBAs) というのが、特定されているものでございます。1点目のDak Cheung Plateau というのが中にあります、網掛けの部分ですね。こちらにつきましては、もうすでに農業で大規模な改変と森林伐採が行われてきているという場所であるところは確認してございます。計画されたタービンですとか、送電線、アクセス道路等によって生育地の損失による生態系の影響というのは生じうるというところになってございまして、損失生育地に存在する希少種につきましては、特に動きが遅く、定住性の高い種類の動植物、カメとかカエルということが想定されておりますけれども、これの損失の可能性があるという点を確認しております。ただ、本事業による影響はあまり受けないと想定される森林生息地に関連する種ということも確認しておりますので、大規模な個体群が悪影響を受ける可能性は低いというふうに私も考えております。哺乳類と鳥類は移動性が高いということで、建設工事の進捗によりまして人間の存在に応じて移動するということは考えられますので、直接影響はそこまでないかなというところでございます。こちらのDak Cheung PlateauのKBA自体を、すでに影響を受けた森林エリアということでもありますので、オフセットでの修復を行う候補地のひとつというふうになさ

ております。こちらのDak Cheung Plateau内に計画されたタービン、送電線、アクセス道路によりまして自然林と二次林に影響が生じるというところがございますが、それについても緩和策というのが計画されております。具体的には、風力タービンを可能な限り自然の原生林の外に設置するという点、既存アクセス道路を極力利用し追加の生息地損失を最小限に抑える、送電線用の鉄塔建設のための仮設アクセス道路が設置された場合、建設が完了した時点で、仮設道路は閉鎖し植生を修復するという点と、あと森林育成地の伐採を最小化するために送電線を林冠より高くする、といったような緩和策が計画されております。これを実施しても、残る自然林の影響につきましては、代償として焼畑農業の影響を受けて劣化した森林の修復強化のオフセットが行われる予定でございます。

2点目の場所ですけれども、Phou Ahyonというこの地図上では左上のところでございますけれども、こちらにつきましては、希少種の中でもAlliance for Zero Extinction siteとされている理由として、こちらLeptobranchium xanthops (Yellow-eyed spadefoot toad)、カエルの1種でございますけれども、こちらに着目いたしますと当該種はこのエリアの中で湿潤常緑樹林帯に生息しているというところで、標高が高く流れの速い岩の多い小川に生息する傾向があるというところがございます。こちらにつきましては、このエリアを通る本プロジェクトの送電線ルート上には小川があるということで、この希少種にとって重要である可能性がございます。他方、既存の村の施設とか複数のアクセス道路がすでにこの小川に影響を与えているということもあまして、本事業では小川を横断する場所でも建設前の調査を行うとともに緩和策を講じるという形になってございます。

具体的な緩和策といたしまして、送電線の鉄塔自体は、河川内ですとか、河岸植生、そのカエルの生息地となり得る場所には設置しないという点ですとか、河川中心から50mを生態系保護バッファゾーンとしてゾーン外に鉄塔を設置するという点、アクセス道路は既存道路を極力使い、河川側ですとか河川横断する形での拡幅や改良を行わない、河川と道路の交差点の設計ですとか、流れを改善するために交差点の既存インフラ改善を避けることが出来ない場合、両生類に焦点を当てた希少種に調査を事前に実施し、その調査結果や勧告を交差点の設計や建設において考慮すると、いったような緩和策が実施される形となっております。

なお、上記以外の保護区やKey Biodiversity Areasはプロジェクトのフットプリント外ということもございまして、両生類、爬虫類、哺乳類、植物などの飛翔能力を持たない希少種および自然林に対する影響はないという見解を、事業者およびレンダー側の環境社会配慮アドバイザーから得ております。飛翔能力を持つ希少種につきましては、ESIAに記載されております緩和策を実施すれば、事業全体でそれらの種に与える影響というのは小さいと評価されております。

次の助言でございますけれども、Biodiversity Action Planが提案される場合には適切なオフセットプランになっているか、実現可能性を含めて確認し、不適切な場合は改善を事業者申し入れること、という助言をいただいております。これにつきましては、オフセット戦略を含むInitial BAPは2023年1月に提出されております。この中ではIFCのPS6に従いましてInitial BAP自体はネットゲイン達成を目標としております。ラオス政府自体はオフセットに関する政策を有してないということでございますけれども、国際的なグッドプラクティスに沿った対応というのが予定されております。ラオス政府の森林を所掌する機関が森林局ですが、事業者は法令で求められる補償およびBAPに基づくオフセットにつきまして、森林局との協議をすでに開始しております。現状のInitial BAPでは2

か所のオフセット候補地の選定にとどまっているという状況でございます、レンダーの環境社会配慮アドバイザーからは今後の詳細なオフセット立案におきましては、ラオス政府と近隣地域でのオフセットの経験がある生態系の専門家との協議を通じて、オフセット管理計画を策定するということを推奨しております、この旨事業者に対しても対応申し入れております。

次の助言でございますけれども、同じ事業にあって補償対象地域によって果物の樹価にかかる補償金算定の考え方が違う、その相違から、補償単価に相当の違いが生じていて、補償金算定の考え方を統一するのが望ましいが、これら相違の背景を可能な範囲で確認するとともに、補償単価が市場価格に比して適切なものとなっており、生計回復に支障を及ぼすような低廉な補償単価になっていないかどうかを確認することと、同補償単価が適正価格と判断されない場合補償単価の見直しを事業者に申し入れることという助言をいただいております。この点、レンダー側の環境社会配慮アドバイザーに確認をしております、フィードバックとして次の点を確認しております。各地域の補償金の算定機関自体は、それぞれの管轄内の影響資産につきまして個別に補償率を設定しております、補償金算定において参照した情報に基づいて両県の事情が異なることですか、単価設定に参加する主体が異なるということで、ギャップが生じたと想定されております。具体的には、地域内の過去のプロジェクトで発行されたレートですか、影響を受ける村内の実際の価格と、それぞれの土地事務所に登録された価格、それぞれの地域の農業局からの作物や木の価格、それぞれの地域の公共事業・交通局の構造物の価格、影響を受ける人々からの情報といったような情報に基づいて、両県の事情が行われることで、ギャップが生じているところでございます。補償レートは市場レートですか、被影響者からの情報を踏まえて、市場レートを下回らないように設定されるということに加えて、生計回復支援というのが実施されるという予定になっております。

次の助言でございますけれども、森林にアクセス道路が通り風力タービンが建設されることによって、非木材林産物への影響が予想されているけれども、軽微の影響であるということからモニタリング計画が設定されておらず、他方、採取の担い手が女性であり、女性が担う生計への影響が予想されることから、工事中並びに供用時における非木材林産物採集者からの聞き取りを主としたモニタリングを行うよう申し入れること、というコメントをいただいております。こちらの非木材林産物の収集エリアというのは、事業によりまして影響を受ける部分以外にも広がっていることから、軽微な影響であるという評価にはなっております。ただ、いただいた助言を踏まえまして事業者に対して申し入れをしております。その結果としてResettlement Planの生計回復に関するモニタリング指標に下記の英文のモニタリング項目が追加される、ということで対応をとっております。

民間連携事業部からの説明は、以上でございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、今、安村さんからのご説明に対して何かご質問、コメントありましたらご発言をお願いします。サインを送ってください。それでは3人ずつぐらいで対応させていただきますので、安村さんのほうもよろしくをお願いします。

それでは米田委員をお願いします。

○米田委員 はい、ありがとうございます。

この案件、質問を出させていただいたのは自分なんです、確認をしていただいてありがとうございました。3点ほどあります。

1点目がこの回答の一つ目なんですけれども、これ前と全く同じコメントをさせていただくのは申しわけないんですが、もう一度言わせてください。この土地が重要な生息地であるということはこの調査でも認識しています。そのうえで事業をするにあたって、他の場所がないからというのが前提条件になっています。そこでそのすぐ隣接地域で他の事業が起きてしまうと、他に場所がないという前提条件がひっくり返ってしまうということを知りたいと思います。その隣接地域だと、保護地域に被ってしまったらするので、確かにそこに比べれば今の事業所の方が影響が少ないということは考えられるかなと思うんですけれども。その辺りを、これ民間事業海外投融資なので、なかなかその国に対応を求めるとことは難しいのかもしれないと思いますが、JICAの方でそこは認識しておいて、今後も気をつけていただきたいなと思います。それが1点目です。コメントです。

2点目は質問になりますが、回答の2と3に出てくるInitial Biodiversity Action planが2023年1月ですかね、に提出されたということで、これはワーキングの時にあった資料よりも、新しいものが出てきているという認識でよろしいでしょうか。書かれている内容がほとんどあまり進展がない。

○原嶋委員長 米田委員、ちょっと声が。

○米田委員 聞こえにくいですか。

○原嶋委員長 ちょっと今、とどこおりましたので、ちょっと戻っていただけますか。

○米田委員 すみません。このInitial BAPについては、2023年1月に出されたものということで、内容が新しくなっているのかということの確認です。というのは、書かれている内容がワーキングの時の資料にあった内容からあまり進展がないようなので、その内容が新しくなって進展があるのかということ、あるいは今後さらに、特にオフセットに関してですけれども、なんていうんですかね、新しい計画がまたさらに出てきて、それをJICAが継続的にフォローしていくことができるのかということが2点目の質問になります。

それから3点目ですけれども、3点目はこの回答の2番の中で保護区が二つ出てきます。この二つ目の保護区について、AZE種について注目して、対応をいろいろ考えていただいています、これ凄く大きな保護区というか、提案されている保護区ですかね、このごく一部を送電線が通るという形になるかと思うんですけれども、この保護区というかこの場所自体はこのカエル以外にも、哺乳類とかかなり重要な種類がいるようなので、カエルだけではなくてほかの種類にも注目した対応を考えておいていただきたいというのが3点目のコメントとなります。

以上です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。まとめてお3方ほどまとめさせていただきますので、次に進めさせていただきますので、安村課長の方はメモの方、ノートしておいてください。

貝増委員、お願いします。

○貝増委員 はい、ありがとうございます。

私もちょっと確認というかJICAの方に質問なんですけれども、最初の助言案の1のところ、そこで近隣に風力発電所ができるという計画があるけど、まだ初期の段階というふうにご説明があったんですけれども、ラオスとかであればEDL (Électricité du Laos ラオス電力公社) がそのPDP (Power Development Plan) という長期電力開発という計画を作ったりしていると思うんですけれども、そういうところには、その最後のこの風力発電所の計画というのは載っているかどうか

いうところをちょっと知りたいと思います。通常だとMOUを締結するとそういう計画に載せていくことが多いので、そういうところがひょっとして載っていて、いつぐらいに計画として何年ぐらいに分解するんだとかっていうことが書かれていると、私が過去のラオス行った時の経験からするとそういうことがあったので、そういうことがあるのかどうかってちょっと確認したいと思います。よろしくをお願いします。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

今の点、米田委員の1番目とも関連していますので、また後ほどお願いします。

鋤柄委員、聞こえますか。お願いします。

○鋤柄委員 はい、コメントが二つと質問が一つです。

コメントとしましては1番の所です。助言のほうは「詳細を確認し、累積影響を検討し」、そして「ADBと協議すること」という助言になっています。示されている対応結果では、恐らく最初のパラグラフが詳細の確認と影響の検討の部分で、次のパラグラフがADBとの協議の結果確認されたことだと思いますが、それを明示的にそのように書かれた方がわかりやすいのではないかと思います。これが一つ目のコメントです。

二つ目は2ページ目の最初のところ、「哺乳類と鳥類は移動性が高いため」から「オフセットでの修復を行う候補地の一つになっている」という記述が「工事によって、哺乳類と鳥類は追い出すけれども影響が少ない」という誤解の恐れがあると思います。ここでおっしゃろうとしているのは「哺乳類と鳥類は移動性が高いので、オフセットで修復された生息地を利用するであろうから、一時的に攪乱を受けるとしても影響は軽微だ」ということだと思いますので、そのような表現にされた方が誤解がないと思います。

3番目は質問ですが、2ページ目の下の「森林生息地の伐採を最小化するために、送電線を林冠より高くする」という緩和策が書かれています。通常の場合、送電線はキャノピーより上を通るものだと思っていましたが、もともとの計画ではキャノピーより低いところを樹木を伐採して通すという計画だったのでしょうか。それとも、その伐採して通す予定だったその何箇所かの送電線の高さを高くして伐採する箇所を減らしたと、そういう意味なんのでしょうか。そこを教えていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それでは安村さん、米田委員の最初の質問は貝増委員のご質問とも関連しますけれども、順次対応お願いしてよろしいでしょうか。

○安村 はい、ありがとうございます。

1点目の助言1に関連するところでございますけれども、こちらにつきましては、報道ベースではMOUを締結しているというところは、わたくしも確認しておりますけれども、ラオス政府側で許可を出していないということで認識しておりますので、開発計画とか、長期電力開発計画にまだ掲載されるような段階ではないのではないかなというふうに認識をしております。

2点目の累積評価のところ、回答の方の記載ぶりで、累積的影響を検討してADBと協議することに対しての対応と読み取りづらいつころはおっしゃるとおりですので、そこは少し修正をしたいというふうに思います。

続きまして、助言2のほうでございますけれども、こちらでコメントいただいたとおり、ちょっと記載の仕方が誤解を招くということで、おっしゃるとおりでして、移動性が高いのでオフセット後に戻るということで影響が軽微という趣旨でございますので、ご指摘のとおりちょっと修正をしたいというふうに考えてございます。

質問いただいた、その緩和策のところの森林育成地の伐採を最小化するために、送電線を林冠より高くするというところにつきましては、今回の事業サイトがかなり起伏のあるような土地でございますので、均一な高さのあるところにこう通すということではなくて、起伏のあるところで木の高さと、送電線の高さで、こう調整が必要というところがあるという認識でございます。そういったルートの算定において送電線を林冠より高くするという方策を講じているというところで理解をしております。

○原嶋委員長 あと、米田委員からのご質問が3点、重要な生息地の関連、あと貝増委員からのご質問には一応お答えいただいているということで、あとBAPプランの改訂ということと、3番目カエル以外への配慮ということについてのご検討について、もし補足があればちょっと触れていただきたいんですけども、安村さん、あるいは周りの担当の方、お願いしていいですか。

○安村 すいません、Initial BAPのステータス状況ですけれども、こちらについてはワーキンググループ時点からは更新はされておりますけれども、今でもまだイニシャルというところで作業を続けているというものでございますので、内容につきましては今後アップデートされていくものになっております。その中でカエル等以外の両生類以外の哺乳類についての影響というのも、Biodiversity Action Planの中で適切に検討されていくものというふうに認識をしております。

以上です。もし補足あれば。

○木村 ありがとうございます。

3点目でご指摘いただきました哺乳類に関して、今回資料にはカエルがフォーカスしたような形になっておりますけれども、ご指摘のとおり、ほかの種に対しても対応すべきというところはもちろんだと思っております。その点もしっかりと内容に含まれてくるかというのも、今後我々モニタリングはしていく立場になりますので、Initial BAPからアップデートされたBAPができた段階でも、しっかり見ていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

またほかにもいらっしゃいますので、ご質問いただきますけど、審査部のほうでちょっと累積的影響のところですね。まだ開発許可などが得られていないので、累積的影響については検討しないというようなことなんですけれども、かなりその累積的影響が起きる蓋然性が高い案件でどこまで考慮するかということは、現実的に難しい面があると思います。審査部のほうで今、これも全く累積的影響を無視してもいい案件と言えるのか、もう少し積極的に情報収集すべき案件なのか。個人的には後者のように思いますけれども、後ほどこれについて審査部としての所見をお願いします。で、その前にお3方ご質問いただいておりますので。

錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 はい。

今まさに委員長が言われた点に関係した累積的影響なんですけれども、詳細な計画がないと難し

いというのは理解はできる部分もある反面、私が知る限りですと、アメリカなんかでその風力のこういった開発で、累積的影響の評価っていうのがそれなりにやられている例があります。具体的には渡り鳥の飛来で、例えばここにある図の南北を通る渡り鳥がある場合に、今回のこの事業に関しては衝突リスクが低いということですが、例えばこの左右を渡り鳥が比較的何かの季節に通るといった場合に、その周辺の事業がその渡り鳥にかかるような形で立地された場合に、それを回避する形になりますので、そうすると今回のこの事業の存在というのが影響してくるというケースがあります。アメリカのNEPAなんかですと代替案検討をかなりしっかりやるっていうことで、これから将来的に事業が計画されているものですか、あるいは建設中のものですか、その位置を地図上に示して渡り鳥のその飛来のルートとどのぐらい重なって、それを考えた場合に、どこにその事業を立地するのがいいのかっていう、そういった検討がされている例があります。それは事業のおおよその位置がわかればある程度予想できる話なので、詳細な風車のレイアウトがわからない状況でもある程度リスクっていうか、どのぐらいそれに対する影響が生じるのかっていうのはわかるんだろうと思います。ですので、そういった周辺の事業諸元がどのぐらいなのか、位置も全く決まってないっていうことなのか、ある程度位置が決まっていて、例えばそういった渡り鳥の存在とかがあるのかどうか、そのあたりはですね、見ていただいた方が良いのかなと思いました。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それでは後ほどまとめてレスポンスいただきますので。

阿部委員、お願いしていいでしょうか。

○阿部（貴）委員 はい、ありがとうございます。

○原嶋委員長 ちょっと音が小さめですね。お願いします。

○阿部（貴）委員 ありがとうございます。

今お示しいただいた5番のところの、非木材林産物のところなんですけれども、確認が二つありまして、一つ目が、この生計回復に関するモニタリング指標に追記されることになりましたという点です。こちらの追記がされることになった点については、非常にありがたいことだなというふうに考えています。で、このモニタリング指標に追記されるということの前提としてお伺いしたいんですけれども、すでにワーキンググループでお話があったかもしれないんですけれども、生計回復に関するということであるならば、前提として女性が担っているこの非木材林産物の収集から得ている収入というものがどの程度であるのか、ということが何らかの数値化されたデータで把握を既にされているのでしょうかという点と、それからされていないのであれば、このモニタリング指標に入れるという場合に、その可能性があるのかどうかという点です。

二つ目は質問で、一般的なんですけれども、その今申し上げたような非木材林産物から得ている収入というものは、このプロジェクト以外の場合に収入に金銭換算として含まれて、情報収集がされるものであるのかという点です。お願いします。

○原嶋委員長 阿部委員、今の後者のご質問は、特にこの本案件に限らずそのJICAで扱っている案件で非林産物の収入をどう扱っているかという主旨でよろしいでしょうか。

○阿部（貴）委員 そうですそうです。はい。

○原嶋委員長 審査部のほうで後ほどちょっとわかる範囲で準備してください。お願いします。

続きまして源氏田副委員長お願いします。

○源氏田副委員長 はい、源氏田です。

生物多様性オフセットについて質問させていただきます。資料の2ページ目の所で、焼畑農業の影響を受けて劣化した森林の修復強化を代償として行うと書いてあるのですが、この場合、対象地は農地になっているのではないかと思うのですが、この農地を森林に戻すということで、そこで農業をやっている人たちには補償が出るのかというのを懸念しております。補償の対象となっているのかという点を教えていただければと思います。

よろしく申し上げます、以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、海外投融資課と審査部のほうでわけていただいて順次お願いしたいと思いますけど、そちらもちょっと別の場所なんでしょうけども、調整よろしいでしょうか。

まず錦澤委員からの点ですね、累積的影響について考慮の可能性ですね。これは、どちらにも関係します。あと、阿部委員からモニタリング指標の取り扱いについては、安村さんのほうからで、あと質問の非林産物の収入について審査部のほうですね。あと、源氏田副委員長からのご質問については安村さんのほうでお願いしてよろしいでしょうか。

○安村 JICA民間連携事業部、安村でございます。

渡り鳥の累積的評価という点ですけれども、こちらにつきましては、プロジェクトエリア自体に渡り鳥のルートで影響がないという点は確認しておりますので、渡り鳥、バードストライクのリスクは低いというのが、ESIAの中で整理をされております。

続きまして、非木材物について生計回復に関するものであれば収入の把握をしているかどうかですが、この事業についてですけれども、こちらについては影響を受ける世帯ですとか、そういったものについて確認はしておりますけれども、本事業では大規模な伐採ではなくて、小規模で断片的な伐採が行われるということで、かつプロジェクトのアクセス道路の建設によりまして、森林へのアクセスというのも新たに提供されるということで、この非木材産物供給への全体的な影響軽微であるということが確認をされております。また、こうやって影響を受ける地域自体は徒歩でのアクセスには遠いということも、実際に村人にインタビューをして確認しているということもございますので、影響自体がそもそも軽微であるということは認識しております。

○原嶋委員長 あとオフセットですね。

○安村 はい、オフセットサイトへの補償につきましては、まだサイトが確定しておりませんので、具体的な話というのは決まっております。他方、オフセットサイトに対して何らかの補償が必要になるような場合は、Resettlement Planの内容と同等の補償が提供されるということは確認しております。

以上でございます。

○原嶋委員長 はい、それでは審査部のほうに2点ですね。累積的影響、本件のような案件、錦澤委員からもご指摘ありましたけれども、もう少し積極的に何かこう考慮することが文章としては組み込むことができる段階にはないという、かなりこう冷たい反応なんですけれども、錦澤委員からも具体的な事例の紹介ありましたけど、お願いしていいですか。

あと阿部委員からの点、非林産物の収入の扱いの件、2点お願いしていいですか。

○高橋 委員長ありがとうございます。審査部の高橋でございます。

まず1点目でございますが、基本的には累積的影響として、確認できる部分はしっかり確認していくというスタンスでこれまでも対応しております。ただ、本件に関してはワーキンググループ会合、また、本日の全体会合でのご説明のタイミングでも、累積影響を考慮すべき、隣接地域での開発事業が具体的に決まっていない状況と聞いておりましたので、このような回答になっていると承知しております。

錦澤委員からご指摘いただいた、渡り鳥のルートの確認であったり、またもう一つの事業計画が具体化した場合にどういった影響が出るかということについても、なんらか情報があればしっかりと確認をしていくということだと思っておりますけれども、我々の判断としては、残念ながら現時点ではそういった具体の情報を確認できる状況にはなかったということと認識しております。

なるべく確認できる部分については合理的に確認をしていくということだろうと思いますが、隣接地域でのもう一つの開発計画が具体化してなかったということでご了解いただければと思います。

また、阿部委員の2つ目のご質問ですが、恐縮ながら、趣旨を確認させていただけますでしょうか。

○阿部（貴）委員 確認ありがとうございます。

すみません、なんか言い方がはっきりせず。非木材林産物についてそこから得ている収入が金銭換算されて収入ということで扱われているのかという質問です。森の中から取ってきているもの自体を、その生計ということで、世帯ごと、あるいは性別ごとの収入として換算して扱われているのか、つまりそれは生計補償のときに非木材林産物の部分も金銭化されて収入として扱われているのか、ってところが一番関心事なんですけれども。

○高橋 はい、お手間を取らせ恐縮です。ご質問について理解いたしました。

審査部から一般論としてお答えさせていただきますと、収入の獲得手段については、その生計手段の内容にかかわらず、センサス調査において確認しているということだと思います。この非木材林産物の収集、運搬を通じて得られている所得水準を確認し、それを踏まえて、補償や生計回復支援を検討していくことになろうと思います。

すみません、お答えになっておりますでしょうか。

○阿部（貴）委員 はい、ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、それではちょっと確認になりますけど、1点あって、もう1点は東委員からのチャットでご指摘いただいている点、読み上げますけど。

今年度、大陸部、東南アジアでは猛暑で森林伐採や焼畑農業の火入れによる火災が頻発しています。その防災や減災への対策は考案されていますかというご質問で、これ安村さんの方になるかと思うんですけど、お答えできる範囲でお答えをお願いします。

1点はまとめて私の方からですけども、簡単に言うと、ちょっと助言1に対する対応がちょっと冷たい表現なんです。で、組み込むことができる段階ではない、助言としては、今後確かにすべて今わかることが限られているので、すべて何もかも知ることはできませんけれども、今後積極的にADBや近隣の開発者と協議して欲しいという助言でございますので、助言対応の結果のところ、今の段階では情報が足りないけれども、今後、協議の可能性を残すような表現に変えていただくことができないかというのが、全体をまとめてのわたくしからの意見です。安村さんから東委員に対するご

質問の対応をお願いしたいということと、今私まとめて申し上げた、助言対応結果の書きぶりの見直しについての可能性ちょっとご所見いただけますか。

安村さんから、審査部から、どちらでしょうか、お願いします。

○安村 はい、ありがとうございます。JICA民間連携事業部、安村でございます。

まず1点目の森林伐採や焼畑による火災への対応というところでございますけれども、少なくとも本事業の工事において、サイトをクリアランスする時には、焼畑のような手法を使わないというところは確認しております。近隣の方々が焼畑をして、それがこう事業サイトに及ぶというところについては、工事の安全管理の中での対応かなというふうに認識をしております。

2点目の累積的評価のところでございますけれども、まだ事業として公式に成立してないようなものですので、現時点では、こちらの対応結果で記載しているようなところにならざるを得ないというのが実情ではございます。可能な範囲で事業との累積的評価を検討するというところで、現時点で可能な範囲で対応しているというところでございます。今後近隣事業のところ为本当に具体化して、その事業者とも我々の方で接点を持てるようになりましたら、そこについても適切に情報収集してフォローアップしていければというふうに考えております。

以上です。

○原嶋委員長 錦澤委員どうぞ。錦澤委員聞こえますか。どうぞお願いします。

○錦澤委員 はい、私も最後に委員長が指摘された点に賛同したいところなんですけれども、少なくとも、例えば先ほど申し上げたような渡り鳥の飛来ルートっていうのが近くにあるのかどうか、そのあたりの確認っていうのはできると思いますので、する必要があるかなと思います。それでリスクが低いということであれば、野鳥に関しては累積的影響あまり大きくないということが確認できればいいと思うんですけれども、リスクがあるという場合は、もう少しその事後的に、周辺の事業が具体化した時にフォローして見ていくっていう必要が出てくると思います。

あともう1点は、これは事後的な話になると思いますけれども、風力に関してバードストライクも含めて、どの程度実際に影響が生じるのかっていうのがかなり不確実性を伴うということで、予防原則で全部これ事前に対応してやるってなると非常に大変になるので、順応的管理っていう対応がとられています。で、それは実際に問題が起こるかどうかっていうのをきちんとモニタリングをして、非常に問題が起こるってことがわかった場合に、例えば一時的に運転調整するとか、そういった対応になりますけれども、そういったことを事前に考えておくっていうアプローチ、考え方も必要になってくるかと思っておりますので、ちょっとこれは何て言うか、情報提供ですけれどもコメントさせていただきました。

以上です。

○原嶋委員長 大変貴重なご指摘ありがとうございます。

それでは、これまで米田委員、貝増委員、鋤柄委員、錦澤委員、阿部委員ですね。あと源氏田委員からもご指摘いただいておりますけれども。

東委員、どうぞ。

○東委員 はい、ありがとうございます。

ちょっと質問の意図があんまり伝わっていなかったようなので、ちょっと画面共有させていただきます。よろしいですか。

○原嶋委員長 事務局の方、大丈夫でしょうか。

○東委員 見えてますでしょうか。

○原嶋委員長 見えていますよ。

○東委員 はい、これNASAの誰でも見られる火災の図なんですけども、結局申し上げたいのは、仮に設置してよそがやってないからという事ではなしにその巻き込まれるリスクですよね、現場が。それと煙害で工事が進められないというような、そういったことはプロジェクトの立案の段階で考慮されているのかということです。

と、申しますのは今年の3月に私、カンボジアの北西部に行ってたんですけども、まだ涼しい頃でもかなり煙害が発生しておりまして、ラオスが一番ひどいということを知っていましたので、こういうのを、これ無料で誰でも見られるサイトですから、一応考慮されて、もう少しそのリスクですよね、保険のインシュアランスの問題も含めてそういったことを考えられたらいかがですかという、一種これ助言です。

私からは以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。安村さん受け止めありますか、何か。

○安村 はい、安村です。ありがとうございます。

そうですね、この火事へのリスクにつきましてはEmergency Management Planいうところの中で、起こりうるリスクの一つとして認識されていまして、それに対しての対応というのは取られていくというふうに理解をしております。

ありがとうございます、以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、ほかございますでしょうか。これまでご発言いただいた委員も含めまして、追加でご質問、あるいは確認すべき点ありましたら頂戴しますので、サインを送ってください。

1点だけ、先ほどちょっと繰り返しになって、くどいようで申しわけないんですけども、保護区の問題、そして風力発電機の密度がどれぐらいで今後設置されるのか、ちょっとわかりませんが、シャドウフリッカーとか、音とか、鳥とか、色々なことがあまり風力発電の密度が高くなってくると、その累積的な影響はどうなるのか。ちょっとなかなかわたくしにもなかなか見極められませんけども、ちょっと先ほど繰り返しになりますけども、助言対応結果の表現ぶりがちょっとやや冷たい印象がありまして、高橋さんのほう、少し見直す可能性考えられませんか。いかがですか。審査部のほう。

○高橋 はい、審査部の高橋です。

隣接地域での開発計画自体が、先ほど安村課長が説明したように現時点ではなかなか具体的な情報がないというのは、事実であると思いますが、内部で相談させていただき、例えば、先ほど安村さんもコメントされていたように、計画が具体化してきた段階でフォローをしていく等、そういったところをもう少しニュアンスを加える方向でこう検討できるか、内部で持ち帰って相談させていただくということでもよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 はい。承知しました。

一方で、貝増委員からもご指摘ありましたけれども、電力公社といいますかね、電力事業者のほうでのその情報などでは具体的なファクトとして、むしろ事業が始まっているような事実関係もつ

かめるような手がかりもあるようですので、全体を通じてちょっと全くこう、何も煙が立たないようなことでもないようですので、累積的な影響について今後どう取り組むかについての方針だけ少し示していただくように、ここでお願いするという形にしたいと思っておりますけれども、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。特に本件は風力発電ということだけじゃなくて、生息地との関連もありますので慎重な対応をお願いしたいと思います。

ほかの皆様、今の件を含めまして、何かありましたらお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一応本件ここで締めくくりといたしますけれども、今いくつかの点、鋤柄委員からも表現ぶりの修正の要請ありましたし、特に助言1については、何人かの委員の皆様からご指摘ありましたので、少し助言対応結果の書きぶりやその対応の方針についてご吟味いただくということで、一旦締めくくりとしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

安村課長、高橋課長のほう、何かもしありましたらお願いします。

○高橋 はい、審査部からは今のところはございません。

最後に一言だけ、錦澤委員からご指摘いただいた風力発電のリスク、それを前もって検討しておくことも有効というコメントも踏まえ、累積的影響を考えるにあたって有効な対応がとれるように検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

以上です。

○原嶋委員長 はい、それでは、特に委員から追加のご質問等ございませんので、本件、脱炭素という観点から大変歓迎すべき事業でございますけれども、また新しい問題など、課題が出てまいりますので、慎重な対応をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは特になければ、これで本件ここで締めくくりとさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。もし何かありましたらサインを送ってください。それでは特に無いようですのでこれで締めくくりといたします。ちょっと長くなって申しわけありません。

安村さん、ありがとうございました。

○安村 ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは次に行ってよろしいでしょうか、高橋さん。

○高橋 はい、今準備を始めています。ちょっとお待ちください。すみません、準備できましたらお伝えします。

皆様、お待たせしました。審査部の会議室のほう準備整いましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは4番目になりますけれども、ワーキンググループの会合報告と助言文確定ということで、本日1件ございます。フィリピン国のダバオ市の治水対策マスタープラン策定プロジェクトでございます。本案件につきましては谷本委員に主査をお願いいたしました。

谷本委員、聞こえますでしょうか。ご説明をお願いしたいと存じます。

○谷本委員 はい、谷本です。

○原嶋委員長 よろしくをお願いします。

○谷本委員 はい、それではフィリピン国ダバオ市治水対策マスタープラン策定プロジェクトドラフトファイナルレポートに対する助言案、並びに論点案の説明を行います。

ワーキンググループは4月28日。参加した委員は、石田委員、長谷川委員、林副委員長、および谷本の4名がオンラインで参加しました。

ダバオ市にはダバオ川、マティナ川、およびタロモ川、3つの河川が流下しており、治水対策対象地域はマティナ川、およびタロモ川を含むダバオ川の中下流域になります。本事業は、ダバオ市の治水対策マスタープランを策定するものですが、マスタープランのDFR、およびF/Sのスコーピングに係わるワーキング会合は昨年行われ、多くの質疑が費やされておりました。今回はそれを受けてマスタープラン部分を含む大量の資料が配布され、主として今回のワーキンググループではF/S部分のDFRを協議、検討しました。その際、50項目近いコメント、質問がなされて助言案としては4点まとめしております。

それでは助言案と論点の方に移らせていただきます。

まず助言案は4点あります。

全体事項として1点目、洪水ハザードマップが活用されない理由、原因に関する検討の結果、並びに住民のリスク認知向上のために行うIECですね、Information Education & Communicationの教材配布に係わる留意点、これらについて日本における事例なども参考にしてファイナルレポートに記述してくださいというのが1点目です。

ついで環境配慮では2点あります。助言の2として淡水魚類の記述がありませんでした、レポートには。それで今後ですね、時間的な制約、現地実態調査を行うという制約もある事ですから、淡水魚類に関する聞き取りとか文献調査の結果をまとめて、FRに記述してくださいというのが2点目です。

助言案の3では、調整池を造成するため、あるいは河道のショートカット工事によって浚渫による大量の土砂が発生します。それらの土砂の処理再利用計画、並びに土捨て場の選定に関する現時点での見通し、およびそれらに係わる環境配慮の方針をFRに記述してください、というのが3点目です。

最後に社会配慮の項ですが、助言の4としてダバオ市は「1992年以降の非正規移転については補償の対象としない方針」を出しています、ということですが、事業化する際に本事業で提案されている合意形成、社会支援、移転地確保等の方法やその実施を事業主体が適切に行うようにFRに記述してくださいということが4点目の項目です。

以上が助言案になりますが、続けて論点に移ります。よろしいでしょうか。

ここに出されている論点、2点あります。

このまま読んでいただいて、正直な話、理解していただけるのかなという気は実はしているんですけども、1点目、影響評価の一連の記載に関してという項目で、先ほどちょっと助言のところで触れましたショートカット部分の掘削土の廃棄物として処理するその影響評価の結果が、本文の中で異なっているという風なケースが散見されました。こういうことを受けて、論点の1として委員よりスコーピングマトリクス、調査TOR、影響評価結果、緩和策、モニタリング計画では一貫性を確保する必要があると。しかしながら、必ずしもこれらが資料として整合していないというふうな事例があったために、スコーピングマトリクスで影響を想定しない項目についても調査を行う場合には最終報告書、FRでは丁寧に背景を説明してくださいと、そういうことが必要じゃないかという指摘がなされております。

2点目、評価軸の選定方法や重みづけに関してということですが、これも環境脆弱性のマップを作

成する際に環境項目ごとに10段階の評価ランクを設けると。で、例えば保護区とか国立公園に規定されている場合は10ポイント与えると。それから保護や保全を目的として限定的な利用、エコツーリズムなど、その場合には8点から9点というポイントを与えるというふうな重みづけを行っておりますが、論点の方の本文ですが、本事業ではマスタープランにおいて治水対策の検討にかかわる評価基準が策定されてきたが、優先事業の評価基準の設定、および代替案の重みづけ方法に関する根拠をFRに説明することの重要性が委員より指摘された。また不確実性が高い場合の重みづけの方法には、感度分析の実施等が有用な方法の一つであることや、評価項目の整理、および評価手法に関する知見の蓄積が今後も有用であることが委員より指摘された、というふうなことが論点の2点目になっております。

一応以上で、私の説明は終わらせていただきます。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それではワーキンググループにご参加いただいた長谷川委員。もし補足追加ありましたらお願いします。

○長谷川委員 はい、長谷川です。

谷本主査、どうもありがとうございました。現時点では私の方から特に補足することはございません。

以上です。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは助言文、論点含めまして何かご質問等ございましたら頂戴しますので、サインを送ってください。

それでは、まず小椋委員お願いします。

○小椋委員 はい、小椋でございます。

長谷川委員が助言であげておられる社会配慮に関して、JICA審査部の方にお聞きします。ダバオ市は1992年以降、非正規の移転について補償対象としないとのことですが、今しがた私も世銀のESF確認をいたしました。ESFではいわゆる土地なしの被影響住民の方もスコーピングに入っているということを踏まえて、補償方針に現地法とのギャップがあったときに、どこまでの強制力をもって相手国政府あるいはダバオ市さんのような政府機関にJICAさんが言うことができるのか、ということをお教えいただければありがたいんですが。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

じゃあ、お3方ほどまとめていきますので、山岡委員お願いします。

○山岡委員 はい、山岡です。よろしく申し上げます。私は論点の2番目についての質問です。

ここで代替案の重みづけ方法というような表現があるんですけども、ちょっとこれがわかりにくいなと思うんですが、ここでは評価基準あるいは評価軸、評価項目かなと思うんですけども、その重みづけの方法のことかな、あるいは代替案の結果評価に対する根拠というのでも、理解はできるんですが、ちょっとこの代替案の重みづけ方法というのが、この表現として正しいのかどうか、これはワーキンググループの方に確認、これJICAでしょうかね、確認させていただければと思います。

はい、以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それでは小椋委員からのご質問、多分答えは明瞭だと思いますけど審査部の方をお願いして、あと、山岡委員からのご質問、谷本委員でしょうか、お答えをお願いしたいと思いますので、はい、順次お願いします。

高橋さんかな、お願いします。

○高橋 委員長ありがとうございます。

2点目の論点のほうも、すみません、下書きをしたのが私どもですので私からお答えさせていただきます。

まず、1点目の小椋委員のご質問ですが、相手国との間で補償方針にギャップがある場合、特に土地なしの被影響住民など、特にギャップがあることが多いと思いますが、そういった場合はドナーのガイドラインに沿った対応を求めています。相手国の法律で補償されない部分についても、プロジェクトとして追加的な補償を行っていただくなど、そういった対応を取ってもらっていると承知しております。

続けての2点目の論点の記載ぶりでございますが、すみません、こちらちょっと多分、我々の作文過程でのミスかなというふうに思っております。山岡委員のご指摘のとおりで、評価基準の重みづけでございました。失礼いたしました。訂正いたします。で、代替案は代替案としてちゃんと検討しますということをお願いしたかったという、そういう趣旨でございます。

すみません、失礼いたしました。以上です。

○原嶋委員長 小椋委員、山岡委員、いかがでしょうか。

○小椋委員 はい、ありがとうございます。

それで承知いたしました。追加のコメントなんですが、今後この事業のモニタリングにおいて非正規住民の方がどういう形で移転されたのかということも、できればモニタリングで捉えていただければありがたいと思います。

以上です。

○山岡委員 はい、山岡です。どうも回答ありがとうございました。

○原嶋委員長 はい、今の小椋委員からの件も比較的答えは明瞭だと思いますけど、高橋さん、移転住民。

○高橋 はい、ありがとうございます。

今日のこの案件に関しては、マスタープランということで、いわゆる資金協力とちょっと違うというのがもう一つあるかなと思っており、マスタープランでの検討を踏まえて具体的に案件化される場合は、そういった形でモニタリングをしていくことになろうかと思っております。

○小椋委員 承知しました。

○原嶋委員長 それでは松本委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○松本委員 はい、今まさに議論していただいたところなんですが、回答表の中ではですね、非常に回答が曖昧でして、正式な回答案ではない、支援対策は考えていて、今後事業化する場合、RAP調査を実施して合意形成を図るというふうに回答案には書かれているんですけど、今の高橋さんのご回答で行くと、なんかもう少し明確な書き方をしてほしかったなと、この回答案にですね。つまりJICAの環境社会ガイドラインに基づいて、非正規住民の方々のその生活の悪化をしないという

ような支援はするみたいなことを、ここに書いてあったら今のご質問も出てこなかったのかなと思うんですが、改めてちょっと高橋さんに確認ですが、この回答は少し弱いんですけど、書き方は。これはそのRAP調査に実施した段階では、JICAとしてはこのガイドラインに則して非正規住民の人たちに対しても支援をするように求めていくということなのか、これがJICAがやらなければRAPのところまでJICAが関与しなければ、それは何もできないのか、そこをもう少し確認をさせてください。

○原嶋委員長 はい、お願いします、高橋さん。

確かにRAPの時にRAPの段階でJICAが関与しなければ、その扱いが違って来るのでしょうか。ちょっと確かにそれを教えてください。

○高橋 はい、高橋でございます。ありがとうございます。

ご指摘のとおりかなと思ってございまして、マスタープランを踏まえて、例えば資金協力で事業化していくということになれば、我々の協力事業ということで、ガイドラインに即したEIAやRAPを作成していただき補償のモニタリングを行っていくことになろうと思います。一方、マスタープランでございますので、出口として相手国の自己資金であったり、あるいは他のファイナンスソースを使っていくことも当然考えられようと思います。そういった場合に関しては影響力は限られるだろうと思います。そういったことも踏まえ、FRではガイドラインの考え方を踏まえた補償方針を適用していくように、という提言を残していくことを考えております。

以上です。

○松本委員 わかりました。理解しました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 今の点を整理しますと今はマスタープランの段階ですけれども、これが全部、あるいは一部事業化した段階で、もしJICAが関与するようなことがなく、ほかの資金などを利用する場合には、小椋委員からのご指摘あったギャップについてはそれを実施することをJICAのほうで確保することの手段はないということですのでよろしいですね。高橋さんでしょうかね。

○高橋 ご指摘のとおりです。

○原嶋委員長 はい、わかりました。

ほかいかがでしょうか。助言文としては今いただいているワーキンググループでのご議論の成果で。

鈴木委員ですね。はい、どうぞお願いします。

○鈴木委員 はい、ありがとうございます。

あまりまとめたコメントできないんですけども、この事業が今マスタープランということでそのこれから調査して事業化の話をするってことを理解できたんですけども、私がよく理解してないかもしれませんが、最後の今後のスケジュールのところ、2022年のままになっているんですけども、恐らくこれスケジュールが変わっていると思うんですけども、事業化の目処が今の段階で、JICAの方に確認したいんですけど、本当に全く想定がされていないのかということなんですけれども、時間軸を引いた時にこれ本当にもしただら、言い方悪いんですけども、恐らく緊急的な事業だと思うんですけどもこのスケジュール感をもって調査をしました、それからあと事業化考えます、もしJICAの方で難しければ他の機関ですっていうところがあった時に、何かしら時間的なところで何かの大きなロスがないのかなってちょっとだけ気になりました。単純にその作業工程のところ、

作業管理のところがとても難しいなあと思っているんですけども。で、今日はですね、今の段階で何か本当に事業化の目途が全くないのか、言えないところもあるかもしれませんが、もうすでに決まっているところがあるのかとか、その辺りがもしあれば教えてください。

ありがとうございます。

○原嶋委員長 JICAの側、お願いします。

○南谷 はい、ありがとうございます。JICA地球環境部の南谷のほうからお答えします。

今現在におけるこのマスタープランの事業化の可能性についてなんですけれども、フィリピン政府の方でも正式にこれを円借款で実施するというようなことは決定されていません。よって今のところ事業化については、具体的な目途は立っていないというような状況になります。

以上です。

○鈴木委員 ありがとうございます。

なかなか言いづらいところだと思うんですけど、事業化の目途は立っていないということであれば、必ずしも事業化することが全ていいのかっていうところはあるかと思うんですけども、それであれば将来何らかの形でつながるような調査はやった方が良いのかなと、当たり前なんですけどそのように思っています。その中で今回の委員の方からのご指摘もあったとおりで、例えば環境配慮の方針ですとか、文献結果とか、その経済的な評価のところっていうのをマスタープランの中でやっぱりきちんとしたものを出しておいて、何かしら次につながるようなことができればなというふうに思っておりますので、その点だけ申し上げて発言を終わります。

ありがとうございました。

○原嶋委員長 はい、大変貴重なご指摘ありがとうございました。

それでは助言文としては、ワーキンググループで練っていただいた文案で概ね受け入れていただいたのではないかとというふうに、感触をもっています。

あと論点については、今山岡委員からもご指摘ありましたので、その部分を修正していただくということになるかと思えますけれども、改めまして特に助言文、今お手元にある案文のとおりで全体会合としての決定としてよろしいでしょうかということこの最終的な確認でございます。何かご発言ありましたら頂戴しますのでサインをお願いします。よろしいでしょうかね。

○小島 委員長、今マイクが切れております。

○原嶋委員長 すいません。

○小島 それでは、あたりから切れました。

○原嶋委員長 はい、それでは、今谷本主査をはじめとしたワーキンググループでご議論いただいた助言文の案文を最終的にこのまま全体会合での決定ということにさせていただきたいと思えます。よろしいですかね。はい。じゃあ、そういう形で。

あと論点のほうは高橋さん直して、ご修正をお願いするということでよろしくをお願いします。

○高橋 承知しました。

○原嶋委員長 はい、それでは本件、これで締めくくりとさせていただきます。

どうも地球環境部のご担当の方、ありがとうございました。

谷本主査も、どうもありがとうございました。

○谷本委員 はい、どうもこちらこそありがとうございました。

○原嶋委員長 山岡委員、どうぞ。

○山岡委員 すみません、山岡です。

あれ、私が指摘したのは文章の代替案の重みづけ方法のところでした。

○原嶋委員長 真ん中、2行目のところですね。

○山岡委員 2行目のところですね。

代替案の評価結果ではなくて、これはあくまでも評価基準の重みづけ方法というふうなご説明あったので、そのように直していただいたほうがいいかなと思います。

○高橋 はい、高橋です。

承知しました。修正いたします。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございます。

申しわけありません。山岡委員ありがとうございました。

それで今、画面のとおりで、手を入れまして論点のほうも、ファイナライズということでもうありがとうございました。一応、本件ここで締めくくりとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは次に移りますけれども、会議室のご準備はいかがなのでしょう。

○高橋 はい、会議室のほうも準備できております。よろしく願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、次に移ります。これで今終わりましたので、今後の会合スケジュールということになりますね。はい、よろしく願いします。お手元の画面、今、そうだもう一つ、こちらの方がよろしいですかね。資料がついておりますけれども、こちらの方のご説明はよろしかったですよ。ラオスの今の件ですもんね。特になければ、じゃあそれでは次に移ります。

ありがとうございました。

では、次は会合スケジュールということでお願いします。

○高橋 はい、原嶋委員長ありがとうございます。

それでは次回全体会合ということで、来月6月5日の月曜日、2時からとなっております。皆様、お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願いします。

○原嶋委員長 それでは、ほかございますか。

○高橋 もしよろしければ、事務局から2点ほどお願いがございまして、お話をお許しいただければと思います。まず、1点目は、今期から新しく委員になられた方もいらっしゃるの、念のためお願いでございます。全体会合とワーキンググループ会合の関係でございますが、先月の全体会合でセネガルのンダヤン港マスタープランの関係で、助言案を確定させる全体会合において、東委員より、新たにインターネットからのメディア情報を踏まえて、汚染対策についてより注意を傾けるべきだといった趣旨のご指摘を頂いたと思います。

事務局としましては、基本的にその自由な議論というか、ご意見を頂戴するというのを尊重したいと思う一方、助言委員会の仕組みとしては、ワーキンググループ会合で助言案を作っていたら、全体会合ではワーキンググループ会合に参加されていなかった委員からのご質問であったり、ご指摘を受ける場と整理させていただいております。決して、それを全くやめてほしいというつもりではないものの、全体会合で新しい情報が出てしまうと、ワーキング会合を踏まえ助言を練り上げてきているにもかかわらずやり直しが生じて非効率になってしまう、また、率直に申

し上げますと事業部の負担も大きくなってしまふところもございませぬので、できましたら必要なご指摘、インプットはワーキンググループ会合で頂戴できると有難いと思ひます。当然ながら、そこまで収集できなかった、しかし重要な情報を後からいただくこともあろうと思ひますので、それをすべてやめてほしいと言ふつもりはございませぬが、効率的な議事進行という観点でご考慮いただけますと大変助かります。

以上が1点目でございます、もう一つ2点目としてお願いさせていただきたいこととして、情報の取り扱いに関してです。助言委員会に提出している資料は秘匿性の高い資料、また、ドラフトファイナルということで、まだ一般に公開されない資料も多々ございませぬ。助言委員会の会合にどのような場で参加するのかについて、特に合意事項はないものの、オンラインで会議をしている関係もございませぬので、皆様の情報セキュリティを確保できているところで参加いただくようお願いしたいと思ひます。今後もリモートで会議が行われることが続いていく可能性もあろうかと思ひますので、念のためではございませぬが、改めてのお願いでございます。

すみませぬ、以上、2点でございます。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございます。

今2点、事務局からご依頼といひますか、お願いという形がございませぬ。

まず次回の日程についてはご確認いただきたいということ。2点、あわせて要請事項ございませぬ。

これに関連して、東委員ご発言ありましたらどうぞ。

○東委員 はい、ご指摘の点、よくわかりました。

以降は、やはりワーキンググループの私は委員だったんですけれども、後で新しい情報が出てきたということで、いわば後出しじゃんけんみたいな形でやってしまいましたけれども、以降気をつけたいと思ひます。

以上です。

○原嶋委員長 ほかの委員の皆様、今事務局からありました。二つの事項について何かご確認すべき事がありましたらお願いします。

ちょっと後者の資料の取り扱い、確かにファイルのやり取りが行われていますけれども、もっともJICAで懸念されているのはどういう事態、当然、そのどっかにこうやたら転送しないということなんでしょうけど、もっとも懸念されているのは、一番心配されているのはどういうところなんでしょうか。

我々も例えばいただいたファイルを全部デリートするようなことをしたほうが良いのか、ちょっとその確かに扱いがなかなかいただいたものをほうっておくっていうか、なかなか管理が難しいんですけども、そちらの理想的な姿としてはどんな姿を考えていらっしゃるでしょうか。

○高橋 ありがとうございます。

前回のワーキンググループ会合で、恐らく屋外でワーキンググループ会合に参加されていた委員がいらっしゃいました。例えば、公共の場所であったり、カフェテリアであったり等、要は第三者がいるところで会議に参加いただくと、情報セキュリティの観点でも宜しくないところもあると思ひ、こうしたお願いをさせて頂きました。資料については、大石からいつもパスワードを付け送らせていただいております、閲覧の期間も限っております。ダウンロードしていただいた場合は、ワーキンググループ、全体会合が終わりましたら削除をしていただくということをお願いしたいと思ひます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

○高橋 また、東委員、大変恐縮です。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

1個、ファイルのパスワードはサイトにファイルパスワードはあるけど、ファイルそのものには確かパスワードをつけていらっしやらないので、ちょっと勝手な言い方をすればダウンロードしてしまえば、確か今の状況では誰でも開ける感じになっていたと思いますけども、事実関係はどうでしょうか。あるいは、ほかの委員の皆様、書類の扱いとかパスワードの設定などについて何かご確認事項ありましたら念のために意見を共有させていただきたいと思いますので、せっかくですのでご発言いただきたいと思いますけど、今の点いかがですか、高橋さん。確か1個1個のファイルにはパスワードがついてなかった。

○高橋 はい、高橋です。

ご指摘のとおりでございまして、一つ一つのファイルにはパスワードをつけておりませんで、ドライブからダウンロードしていただく時のパスワードだけとなっております。

○原嶋委員長 あとは我々がアクセスする場所ですけれども、確かに私はあんまり今のところないんですけど、別の会議では本当に車の中でやったこともあったんですけども、それぞれ皆さんご都合の関係もあってもカフェテリアとか、今そのアクセスするようなこう、そういうことができることを設定しているカフェとか、そういう場所も結構今あってそれを利用されている方も少なくないと思いますけど、委員の皆様、いかがでしょうか。何かそのあたり、アクセスする場所についての何か制約などで確認しておくことが必要、確認すべきことがありましたらご発言いただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。職場だからいいという感じでもないんでしょうけどね。高橋さんのご心配としては、周りの人が。

松本委員、どうぞ。

○松本委員 はい、私の理解では周囲に人がない環境で参加してくださいということだと理解したので、あまり出している情報の秘匿性とか、そこを考えはじめると、今原嶋委員長がおっしゃったようにパスワードがどうか廃棄がどうか、それをさらに確認して担保しなきゃいけないとかというところになってしまうので、高橋さんの最初のお話を伺う限り、周りに人がいない環境のなかで会議に参加してほしいという程度であれば、それはできると思うんですね。

つまりは文章だけではなくて、そこで話している内容であるとか、そういうようなものに、この会議室の外にあまりこう漏れると良くないような話も含まれるので、その周囲に人が無い環境で会議に参加して欲しいという、そういう依頼かなというふうに聞いていたんですが、そういう理解ではないのでしょうか。

○原嶋委員長 一方で、議事録は全体会合についてはもうすべて出ますよね。その辺りも含めて高橋さんどこまでが、お願いベースとしてはどこまでが許容できるかな、ちょっとその辺がこうちょっと掴みどころが難しいんですね。ごめんなさい、お願いします。

○高橋 すみません、説明が分かりづらく失礼いたしました。松本委員ありがとうございます。

松本委員のご指摘のとおりでございまして、周囲に人がいない場所でご対応いただければということであり、必ずしもご自身のオフィスで参加してもらわないと困るといった趣旨ではございません。ファイルの受け渡しの話は、私の今日のご相談ポイントからは少しずれていたところであり、

どちらかというと公共のスペースとか、第三者がいるところで議論を進めていくようなことがないようをお願いしたいという趣旨でございます。特に、ワーキンググループに関しては資料をいろいろと開いて議論することが多いと思いますので、書類の管理も含めセキュリティについていま一度ご留意いただきたいと考え、お願いさせていただきました。

以上です。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

私どももできる範囲で協力をさせていただきたいと思いますが、何かやや線引きが難しい点もありますので、確認しておいたほうが良い点ありましたらこの場で頂戴しますので、委員の皆様、こんな状況で大丈夫なのか、何かあれば遠慮なくご発言いただけますでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 ありがとうございます。

もうこれ議論されているので、あまりそんな突っ込んだ発言しないんですけども、もともと私たちが委員に委嘱される時の合意書の中で、甲乙ということで甲が不開示である旨明示した情報は不開示として保持し、手段のいかんを問わず、ほかに漏らしてはならないと。それは委員の委嘱期間終了後においても同様とするという風に書いていますので、これを少し解釈を広げて、いろんな委員会の場で、冒頭JICAの方から注意事項のいつもご説明があると思いますけれども、ここをリマインドして、この情報は基本的には不開示の情報なので、注意をお願いしますって言っていただければ、あとはそれは私たちの責任において淡々と粛々と対応すれば良いように思います。

以上でございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

ほかの皆様、いかがでしょうか。全体を通じてでも結構ですけども、何かご発言ありましたら最後になりますけれども頂戴いたします。

松本委員、どうぞ。

○松本委員 はい、最後手短にですが、その情報の扱いについての合意書についてももちろん私も気にしているところであります。ただ、一方で、この助言委員会の性格上、やはりそこに出てきている情報の中で、もしくは事業に関連してそれに詳しい人に話を聞くということは、恐らく必要な場合があるということを見ると、その杓子定規に出されたものはすべて外に何も言うてはいけなくなると助言委員会としての機能が弱まる可能性もあるので、そこはやはり常識的な範囲の中でやり取りをするということかと思うので、そこは何か杓子定規にここでそうだよねってことを確認したということになると、また少しやりにくくなってしまいますので、やはりそういう目的合理性がある場合についてはやはりどこまで許容されるかっていうのは、そのあと何か問題が起きてから議論されることになると思いますが、やはりこの目的に沿っている中での一定程度のその情報の共有というのは許されているというふうに、私自身は理解をしております。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。もし今の確かに書類の扱いなど、色々とまだまだ考えるべき点ありますので、今後委員会活動の中でお気づきの点がありましたらその都度いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは本日、これで最後になりますけれども、審査部のほういかがでしょうか。何かありますか。

○高橋 高橋でございます。審査部からはその他にはございません。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは委員の皆様、いかがでございますでしょうか。ないですか。

それでは本日予定をしておりました議題を全て終わりましたので、これで本日の第148回の全体会合終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉会15:43